

新斎苑整備事業

環境影響評価書

平成28年11月

奈良市

目 次

第1章	対象事業の名称及び事業者	1-1
1.1	対象事業の名称	1-1
1.2	事業者の氏名及び住所	1-1
第2章	対象事業の目的及び内容	2-1
2.1	対象事業の目的とその背景	2-1
2.2	対象事業の内容	2-1
2.2.1	対象事業の種類	2-1
2.2.2	対象事業の規模	2-1
2.2.3	事業実施区域の位置	2-2
2.2.4	事業スケジュール	2-4
2.2.5	配置計画	2-5
2.2.6	施設計画	2-6
2.2.7	道路計画及び橋梁計画	2-8
2.2.8	緑化計画	2-10
2.2.9	施設利用車両の運行計画	2-11
2.2.10	供給計画	2-13
2.2.11	排水処理計画	2-13
2.3	公害防止計画	2-14
2.4	施工計画	2-15
2.4.1	工事工程	2-15
2.4.2	工事車両ルート及び台数	2-15
2.4.3	工事中の環境保全措置	2-16
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1
3.1	自然的状況	3-1
3.1.1	大気環境の状況	3-1
3.1.2	水環境の状況	3-14
3.1.3	土壤及び地盤の状況	3-20
3.1.4	地形及び地質の状況	3-22
3.1.5	動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況	3-28
3.1.6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-37
3.2	社会的状況	3-50
3.2.1	人口及び産業の状況	3-50
3.2.2	土地の利用の状況	3-56
3.2.3	河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	3-59
3.2.4	交通の状況	3-60
3.2.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-63

3. 2. 6	下水道の整備の状況	3-65
3. 2. 7	環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	3-66
第4章	環境影響評価の項目の選定	4-1
4. 1	環境影響要因の把握	4-1
4. 2	環境影響評価項目の選定及びその選定・非選定理由	4-3
第5章	環境影響評価の結果	5-1
5. 1	大気質	5-1
5. 1. 1	施設排出ガスの排出に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄等 ..	5-1
5. 1. 2	施設利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質	5-27
5. 1. 3	建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等	5-35
5. 1. 4	工事車両の走行に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質	5-46
5. 2	騒音	5-54
5. 2. 1	施設の稼働に伴い発生する騒音	5-54
5. 2. 2	施設利用車両の走行に伴い発生する騒音	5-59
5. 2. 3	建設機械の稼働に伴い発生する騒音	5-70
5. 2. 4	工事車両の走行に伴い発生する騒音	5-80
5. 3	振動	5-86
5. 3. 1	施設の稼働に伴い発生する振動	5-86
5. 3. 2	施設利用車両の走行に伴い発生する振動	5-91
5. 3. 3	建設機械の稼働に伴い発生する振動	5-100
5. 3. 4	工事車両の走行に伴い発生する振動	5-110
5. 4	悪臭	5-116
5. 4. 1	施設排出ガスの排出に伴い発生する悪臭	5-116
5. 5	水質	5-121
5. 5. 1	施設の稼働に伴い発生する水の濁り及び水の汚れ	5-121
5. 5. 2	施設の建設に伴い発生する水の濁り	5-127
5. 6	動物	5-129
5. 6. 1	施設の建設（土地の改変）に係る動物	5-129
5. 6. 2	施設の存在に係る動物	5-224
5. 7	植物	5-240
5. 7. 1	施設の建設（土地の改変）に係る植物	5-240
5. 7. 2	施設の存在に係る植物	5-276
5. 8	生態系	5-284
5. 8. 1	施設の建設（土地の改変）に係る生態系	5-284
5. 8. 2	施設の存在に係る生態系	5-310
5. 9	景観	5-319
5. 9. 1	施設の存在に係る景観	5-319
5. 10	廃棄物等	5-334

5. 10. 1 施設の建設に伴い発生する廃棄物等	5-334
第6章 環境影響評価の総合評価	6-1
第7章 その他	7-1
7. 1 環境影響評価書作成の委託先	7-1